

箱根町附属機関等の委員公募基準

（目的）

第1条 この基準は、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 5 条に規定する附属機関等の委員（以下「委員」という）の公募に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（公募制度の対象となる附属機関等）

第2条 委員の公募制の導入の対象とする附属機関等は、委員の構成として、「町民」、「公募」と規定のあるもの及び、委員構成を具体的に規定していないものとする。

（公募委員の割合）

第3条 公募により選任する委員の割合は、附属機関等の委員の 2 割とする。

（応募資格）

第4条 委員の応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本町の在住者、在勤者（在勤者を公募対象とすることが適当と認められるもの）
- (2) 委員に委嘱しようとする日現在において、本町の附属機関等の委員として 2 つ以上選任されていない者
- (3) 本町町議会議員及び本町の職員でない者

（公募の方法）

第5条 公募は、次に掲げる事項を行政情報コーナー、広報、各課カウンター、ホームページ等から広く周知し、行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 任期
- (3) 応募資格
- (4) 募集人数
- (5) 応募方法
- (6) 応募期間
- (7) 選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要事項

(応募の方法)

第 6 条 応募を行おうとする者は、次の掲げる事項を記入した申込書（様式 1）を提出しなければならない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 氏名、性別及び生年月日
- (3) 住所、電話番号等
- (4) 勤務先(在勤者の場合)
- (5) 応募動機
- (6) 委員履歴

(選考の方法)

第 7 条 委員の選考は、申込書による書類選考、抽選により行うものとする。

2 選考は、公募に係る附属機関等を主管する課等（以下「主管課」という。）において選考する。

3 選考の結果については、選考後速やかに、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第 8 条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込み期限までに申込者が公募人数に満たなかったとき。
- (2) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

(事務の所管)

第 9 条 この基準に規定する公募に係る事務は、主管課が行う。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。